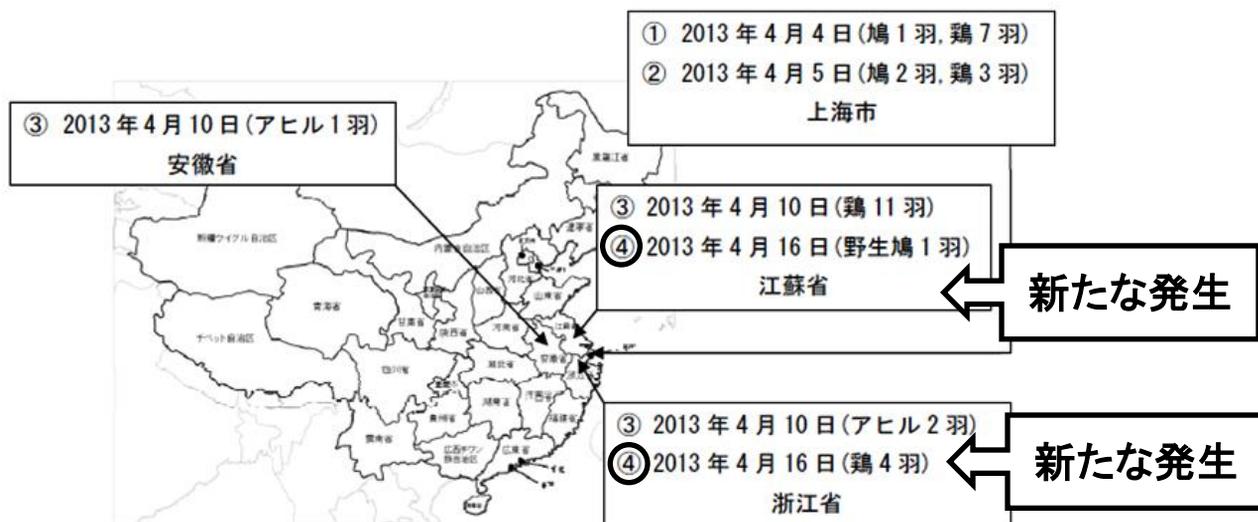


中国で低病原性鳥インフルエンザ(H7N9) 続発中！！



飼養衛生管理基準の遵守及び点検・確認を行い病気の侵入防止対策の徹底をお願いします！

- ・ 飼養家さんの健康観察、異常の早期発見、早期通報
- ・ 野生動物などの鶏舎への侵入防止・農場、鶏舎の出入口での消毒の徹底
- ・ 関係者以外の農場への立入制限・発生国への渡航の自粛
- ・ 入退場する人や車両についての記録と消毒の徹底

【異常の早期発見・早期通報について】

過去21日間の平均死亡率の2倍を超える死亡があった場合等には家畜保健衛生所へ通報する必要があります。

<例外>

- ・ 明らかに伝染病を疑わない場合
(飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害、その他の非常災害等)
- ・ 平均死亡率0羽の鶏舎で1羽死亡した場合
- ・ 21日齢以下のひなが死亡していても、その家きん舎におけるひなの平均的な死亡率の2倍未満の場合
- ・ 強制換羽中の家きんが死亡していても、その家きん舎における強制換羽による平均的な死亡率の2倍未満場合

異常に気づいたら、すぐに家畜保健衛生所に連絡してください。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 FAX32-9019

E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/kachikueisei/hidakaho/>

